

大町市公告 29 号

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 14 日

大町市長 牛越 徹

1 入札対象物品

物 品 （ 業 務 ） 名	令和 7 年度 投票用紙読取分類機購入
納 品 場 所	大町市役所 選挙管理委員会事務局
納 期 限	令和 7 年 7 月 4 日
参 考 機 種	グローリー株式会社 GTS－1000
入 札 方 式	一般競争入札
入 札 の 方 法	紙入札（郵便入札不可）

2 入札に参加する者に必要な資格要件

業 種	その他の機器
地 域 要 件	長野県内
そ の 他 必 要 と 認 め る 要 件	（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。 （2）入札日現在において大町市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。 （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との、社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （4）会社更生法第 17 条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。 （5）7 月 20 日執行見込の参議院議員選挙までには動作確認ができていないこと。 （6）同選挙開票所では、設置及び緊急事態の対応を行うこと。 （7）特記仕様書の記載事項を全て満たすこと。

3 入札参加資格確認申請

申 請 受 付 期 間	令和 7 年 5 月 15 日（木） 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 5 月 27 日（火） 午後 5 時 15 分まで ※期限内必着
提 出 物	①入札参加資格確認申請書 ②同等品承認願（同等品で入札に参加する場合に限る）
受 付 方 法	郵送又は電子メールにて提出すること
提 出 先	大町市役所 総務部 企画財政課 契約検査係 住 所：〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地 大町市役所 2 階 メール：keiyaku@city.omachi.nagano.jp 電 話：0261-22-0420（内線 595）
そ の 他	（1）申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が入札参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。 （2）入札参加資格を有していないと認められたものは、その理由について説明を受けることができる。

4 入札の日程等

入札の日時及び場所	日 時：令和 7 年 5 月 30 日（金） 午後 1 時 50 分 場 所：大町市役所 東庁舎 2 階 東中会議室
開札の日時及び場所	入札後直ちにその場において行う。
提 出 書 類	（1）入札書 （2）委任状（代理人が入札に参加する場合に限る）
質 問 受 付 期 間	令和 7 年 5 月 27 日（火）まで
質 問 受 付 方 法	下記メールアドレスに質問書を送付すること keiyaku@city.omachi.nagano.jp
質 問 へ の 回 答	大町市公式ホームページに掲載する。

5 入札事項等

契約条項を示す場所	大町市役所 総務部 企画財政課 契約検査係
入 札 保 証 金	免除
低 入 札 価 格 調 査	設定なし
最 低 制 限 価 格	設定なし
入 札 の 無 効	大町市財務規則第 112 条、入札心得第 7 条に該当する入札は無効又は失格とする。
契 約 保 証 金	不要

6 落札者の決定方法等

- (1) 入札は、本人またはその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
- (2) 入札書には、総額（消費税及び地方消費税別）を記載すること。
- (3) 本入札の回数は 2 回とし、予定価格以下の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。
- (4) 2 回目の入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者に限る。ただし、無効の入札書で入札した者は 2 回目の入札に参加できない。
- (5) 2 回目の入札の結果、落札者が決定しないときは 2 回目の入札において、最低価格の入札をした者で見積書の提出による随意契約とする。この場合の見積書の提出は、2 回を限度とする。
- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。